

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 49 号

函館市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について
函館市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例
函館市勤労者総合福祉センター条例（平成 15 年函館市条例第 28 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

司会者用演台	1 台	200 円		を
司会者用演台	1 台	200 円		に
ワイヤレスアン プシステム	1 台	1,000 円	ワイヤレスチューナ ー, アンプ, スピー カー	

改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

備付物件として設置するワイヤレスアンプシステムを使用する者から
使用料を徴収することとするため